

大磯らしい潤いづくり事業
協働事業者公募型プロポーザル仕様書

2025 年 10 月

大磯らしい潤いづくり協議会

1. 総則

本仕様書は、「大磯らしい潤いづくり事業」（以下「本事業」という。）に適用する。

2. 事業名

大磯らしい潤いづくり事業

3. 事業の目的

大磯らしい潤いづくり事業(以下「協働事業」という。)は、大磯町、公益社団法人大磯町観光協会、大磯町商工会などをはじめ、町内を包括する団体や指定管理者、関連事業者等で構成する大磯らしい潤いづくり協議会(以下「協議会」という。)と観光や産業事業等を生業とする民間事業者(以下「協働事業者」という。)が協働し、大磯町第五次総合計画で掲げる目標の実現を目指し、観光及び産業を通じた情報発信や来訪者への情報提供、通年での誘客や町内事業者への多角的な支援などを促進することで、効果的かつ総合的に来訪地としての魅力を高めていくとともに、地域に賑わいを生み出すことを目的とする。

4. 実施期間(予定)

公募型プロポーザルにて選定された日以降から 2031 年 3 月 31 日までとする。ただし、協働事業期間終了後も民間事業としての継続を見据え協働事業を組成する。

5. 実施主体

協議会を構成する各事業体及び 1 者以上の協働事業者とする。ただし、協働事業に参画する団体等は、事業実施範囲を踏まえて拡大できるものとする。

なお、協議会の事務局は、協働事業者が担うものとする。

6. 履行箇所

協働事業の展開エリアは、原則、大磯町とする。ただし、広域連携での相乗効果が見込める場合は、その限りではない。

7. 役割分担

＜協議会＞

- ・ 協働事業実施の承認
- ・ 協働事業の実施

＜協働事業者＞

- ・ 協議会の事務局の運営（定例会・総会の開催等）
- ・ 大磯らしい潤いづくり計画の進行管理（協働事業の企画立案・進行管理・支援）

◆協働事業者の具体的な役割の例

（１）協議会の事務局の運営（定例会・総会の開催等）

- ・ 総会・事務局定例会の運営(案内・資料準備・議事進行・議事録作成・連絡調整)

(2) 大磯らしい潤いづくり計画の進行管理（協働事業の企画立案・進行管理・支援）

- ・大磯らしい潤いづくり計画、行動計画の策定
- ・各事業における進捗状況等の確認及び調整
- ・協働事業の実施において、ノウハウの提供や必要となる事業者の紹介等
- ・統計データなどを活用した事業効果の検証及び戦略策定

8. 事業実施に係る費用

約 30,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）/年度

本事業は、主に大磯らしい潤いづくり協議会交付金（大磯町）及びかながわ観光連携エリア事業推進補助金（神奈川県）を活用し、協議会に係る経費、協働事業実施に伴う経費は、助成金や協賛金・寄付金 ほか、補助金、交付金及び負担金等、幅広く充てることも可とする。

ただし、本事業に関する協働事業者の経費及び報酬については支払いを行わず、各事業における業務遂行に伴う費用を負担し、必要に応じて報酬を受け取るものとする。

9. 業務における留意事項

業務の内容については次の点に留意する。

仕様書等において示す事業の内容等については、協働事業者として提案する必要最低限の要件を示すものであり、選定された協働事業者と協議会が協議のうえ、具体的な事業を組成する。

また、複数の協働事業者が選定された場合は、協力して事業を組成する。

(1) 大磯町第五次総合計画及び大磯らしい潤いづくり計画との関係

大磯町第五次総合計画及び大磯らしい潤いづくり計画を見据えた協働事業として実施し、事業の実施後には効果検証等を行い、将来的な協働事業の自走化を目指し、随時、事業の改善を行う。

(2) メインターゲット

協働事業のメインターゲットは、次世代の来訪者の取り組み、関係人口の増加及び継続的に大磯に来訪する中長期的なメインターゲットを本ターゲット（仮）として定める。

また、現在の国・神奈川県の政策や大磯町にすでに訪れている層を準ターゲット（仮）として定める。

- ・「町内の活性（人）」＝「潤いの創出」。

「日本一住みたいまち・大磯の創造」のブランディングを第一とし、現計画のターゲットである、「20～30 代の女性」の本ターゲット（仮）をファミリー層として改める。

- ・「町内の活性（金・モノ）」＝「潤いの創出」。

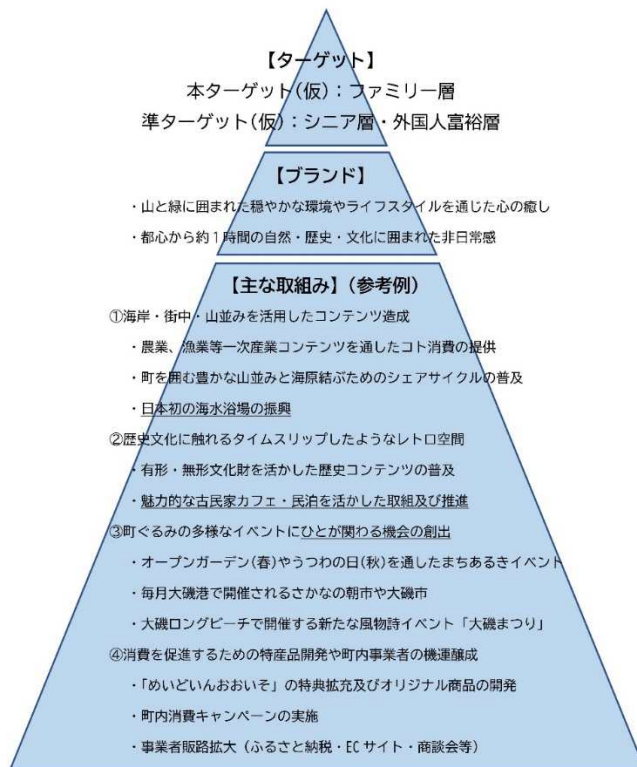
歴史・文化的コンテンツを通した「稼げる観光」の取組を進め、現在大磯に訪れているシニア層や外国人富裕層を準ターゲット（仮）と定める。

(3) メインテーマとキーワード

大磯町は、古くは相模の国府が置かれた時代から連綿と歴史・文化を紡いできていますが、とりわけ 8 人もの宰相が住まい、明治の奥座敷と言われるほど、明治の財政界人が競い居を構えた土地柄である。

山と緑に囲まれた穏やかな環境と、ゆったりとしたライフスタイルを通じて心の癒しを提供し、都心からわずか約1時間の距離にあり、自然・歴史・文化に包まれた非日常の時間を味わうことができることこそ大磯の魅力である。大磯の紡がれてきた歴史、山と海の魅力を結び、面として大磯の魅力を繋ぐ取組を、現在策定している大磯らしい潤いづくり計画で導入予定のブランドピラミッド(案)に反映させることを想定する。

(4) ブランドピラミッド(案)



(5) 地域の関係者との連携

協働事業の実施に当たっては、事業補助役等として大磯町内の居住者の雇用や、事業組織等の中に大磯町内の事業者を組み入れるなど、大磯町の経済活性化に努める。

(6) 事業規模

協働事業の目的が達成できる規模の事業を組成するとともに、選定された他の協働事業者や町内の事業者等が共存し、相乗効果が発揮できるような視点、自走化を見据えた視点での事業の組成を行う。

(7) 事業収支及び付帯事業

- ア 他地域との差別化を図るため、本事業ならではの付帯事業の提案も可とする。
- イ 付帯事業を含め、継続的で事業採算性のとれる事業とする。

(8) 協働事業実施に係る調整

提案後の具体的な事業の組成に当たっては、協定締結後において構成員の意見等を交換した中で調整する。

(9)資料の貸与

観光マップや町が取組む事業等、事業組成に必要な資料は町より貸与する。

10. その他特記事項

- (1)協働事業者は、協働事業に係る収入、支出等の負担割合を含め、事業組成段階から協議会と検討を行う。
- (2)協働事業者は、採算性向上のため協働事業に付帯する他の事業を実施する場合は、事前に協議会の承認を得ることとする。
- (3)協働事業者は、協働事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはなりません。ただし、協議会と協議を行い認められたものについては、この限りではない。
- (4)協働事業者は、関係法令等の規定を順守する。
- (5)協働事業者は、常に善良なる事業者として事業を遂行する。
- (6)協働事業者は、個人情報及び情報資産の取扱いに当たっては大磯町個人情報保護条例等を遵守する。
- (7)資金調達、物価・金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、協議会と協議を行う。
- (8)協働事業者の責めに帰すべき事由により、協働事業の履行が不能等事業継続を中止とする場合、必要経費、実費及びその他の諸費用については、協働事業者の負担とし、実費額をもって精算し、速やかに支払うものとする。
- (9)その他、疑義が生じた際は、都度、協議会と協議する。